

- 1 .「中間取りまとめ」以降の廃棄物・リサイクル部会における
委員発言（要旨）（「分別収集・選別保管の在り方」関係）

10月3日(第35回)

発言者	発言内容
崎田委員	自治体が集めた物の品質について、負担金の配分時等の経済的インセンティブを視野に入れておくべき。

10月20日(懇談会)

発言者	発言内容
庄子委員	<p>役割分担の見直しは単なる費用のつけかえにすぎない。</p> <p>事業者が自主性と創意工夫を発揮して、例えば素材グループごとに、自主行動計画を策定することとしているため、法制化については反対。</p> <p>発生抑制の推進には、消費者の排出段階における発生抑制が不可欠であり、容器包装廃棄物の有料化を推進すべき。</p> <p>自治体の分別収集区分や消費者の分別排出の徹底については、それぞれの判断にゆだねられており、実効あるリサイクル制度が構築できるのか疑問。</p>
崎田委員	経団連の提言中「費用の一部を事業者に負わせる」という考えは不合理である」の記述については、中間取りまとめまで既に話し合ったこと。もう一度持ち出すのはこれからの話し合いの前提の信頼関係を損なうのではないか。
庄司説明員 (石井(和) 委員代理)	経団連の考え方は、これまでの蒸し返しになりかねないので問題。中間取りまとめを前提にして進めていくべき。
松田委員	既にまとめたことをもう一遍振り返って蒸し返すことに、時代遅れを痛感。
服部委員	一部負担は社会コストを削減する、又は消費者が自ら受益者負担をするということ。費用のつけかえと曲解したようなまとめ方に対しては非常に憤りを感じる。
木野委員	事業者としては一部負担について一貫して反対してきた。中間取りまとめは広くパブリックコメントを求めるためのたたき台。パブリックコメントをベースに、もう一回これを議論すべき。
園田委員	発生抑制は、まずは消費者の責任であるということが基本。具体的には、再商品化費用を外部化して価格を上乗せするような制度にすべき。
堀口委員	再商品化費用が低額である等の理由から商品価格への転嫁は難しい。
崔説明員 (石井(節) 委員代理)	価格転嫁については、最終製品のコストに反映すること及び可視化することが難しいのではないか。
岩倉委員	役割分担についての中間取りまとめの整理は、特定事業者サイドは費用負担が3Rに つながらないということで反対を表明しており、全員一致ではない。

11月8日(第36回)

発言者	発言内容
小早川委員	分別が不十分な物については、市町村が消費者の責任を補完して、きちんとした形で循環に乗せるという基本的な市町村の責任を書くべき。
佐々木委員	消費者を含む市町村と事業者の連携・協働の重要性が示されたのは非常に適切。 再商品化方法に対応して選別方法を見直すことによりコストの適正化を図ることができるのではないか。そうしたコミュニケーションを通じて、収集運搬・選別保管のコストが透明化され、廃棄物会計基準も活用しながら、その効率化が図られるような仕組みを具体的に設計していただきたい。
長谷川委員	消費者の責任について記述されたことを評価。特に分別排出については、もっと消費者に協力してもらえよう。市町村による指導を徹底していただきたい。
庄司説明員	市町村による消費者への指導周知は限界がある。地域の中で事業者と消費者が連携し、消費者の意識を高めるような仕組みを作っていただきたい。
崎田委員	消費者の役割を明確にすることは必要。収集拒否だけではなく、説明会の開催や、住民や事業者の参加する地域の話し合いの場を作ることが必要ではないか。 一部負担についての中間取りまとめの方向性を踏まえれば、消費者が商品に転嫁されたりサイクルコストの一部を負担していくことが必要、という記述が必要なのではないか。
服部委員	どれだけの再商品化費用が製品価格の中に内部化されているのかが消費者に伝わっていないので、ホームページ等で広報していくべき。 商品価格にオンしていない事業者の情報について、国がホットラインを設置してはどうか。便乗値上げについても、消費者が監視できるような仕組み作りが必要ではないか。
岩倉委員	費用負担ありきで、その負担金を市町村にばらまくようでは3Rの推進につながらない。消費者が分別しやすい表示も事業者として果たせる役割であると考えている。
高濱委員	消費者への転嫁を保障するのは、よほどの統制経済的な手法を導入しない限り難しく、それは市場メカニズムを歪めることになりかねない。 消費者に負担を求めるのであれば、廃棄物になった段階で有料化をして費用を徴収するのが一番効果的ではないか。
新宮委員	選別機能を持たない保管施設の指定は避けていただきたい。 市町村との覚書については、引取拒否に加え、不正に実態と異なる引渡量を報告したときに覚書を解除できる規定を追加した。
松田委員	消費者の責任のところに、ごみの有料制は当然あるべき姿であるということを書くべき。また、市町村の責任のところにも、ごみの有料制を前提条件として加えていただきたい。 負担金をばらまかない仕組みについて、産業界の方から提案していくことにより全体の費用を下げっていくべき。
山本(文)委員	添田町では、不燃・資源ごみは量としては16%位だが、処理費用は40%を占めている。ごみ袋の有料化を行っており、手数料はごみ処理費用の15-6%に相当する。行政だけでなくみんなが責任を持って処理すべき。 役割分担の上にそれぞれの責任を持つべきであり、役割分担の範囲の中に費用負担も当然あるべき。

園田委員	<p>過去のごみの排出量等についてのデータの整理をお願いしたい。</p> <p>特定事業者がリサイクラー(実際の現場)に関与できるようにすべきではないか。</p> <p>価格上乘せが難しいとしても、できるだけシンプルな方法を研究し、実現の方向に向かっていただきたい。</p> <p>会計基準の策定やコストの透明化に当たっては、2、3年は現場の市町村の職員に対する研修指導をしっかりとやっていただきたい。</p>
庄子委員	<p>消費者の責任が明確に整理されたことは大変良い。引取拒否は是非とも推進していただきたい。</p> <p>わかりやすい識別表示、商品情報の提供、排出抑制や分別排出の徹底に理解を求める広報活動等を積極的に推進するといった内容を自主行動計画に盛り込み、計画的に実施していく。</p> <p>繰り返し述べているとおり、事業者が費用を負担することによる効果等について徹底した検討がなされていないため、費用負担については現状のままでは納得しかねる。</p> <p>現行法でも国の責務が条文化されているのだから、国の責任という項目も必要ではないか。</p>
横山委員	<p>国が、消費者・市町村と事業者の連携の仲介役をやる必要があるではないか。</p> <p>廃棄物会計基準については、事業者、消費者及び市町村の意見を聞いて策定すべき。</p>
木野委員	<p>廃棄物会計基準については、成果を測る基準も併せて作っていただきたい。</p> <p>さまざまな容器ごとに事業者の指針を作成することは困難であろうが、すべての事業者が業界全体で取り組むべき指針の作成をお願いしたい。</p> <p>それぞれの責任を果たした上で連携強化を図ることが大事であり、物理的に役割を持ったところが財政的にも責任を負うべき。</p>
田中説明員 (柿本委員代理)	<p>費用の内部化の広報については、事業者の御協力もお願いしたい。</p> <p>消費者・市町村との連携に当たっては、特定事業者だけでなく、再商品化事業者の意見も反映するということも加えるべき。</p>
酒井委員	<p>市町村の分別収集・選別保管が、そもそも消費者と事業者をつなくための補完的な役割という意味での「連携」であるという整理をしてもよいのではないか。</p> <p>ごみは有料化し、容器包装は今後とも製品内部化する方向で進めるべき。</p>
上山説明員 (岡田委員代理)	<p>市町村の収集拒否及び容器協会の引取拒否は、実施を徹底するための方策を考えて行く必要がある。</p> <p>地域における連携や、消費者による市町村コストの透明化の監視については、国の支援がないと機能しない。</p> <p>選別保管と再商品化の線引きについて、具体的なデータを出していただき、明確な定義をするための議論をさせていただきたい。</p> <p>価格転嫁は難しいので、レジ袋の有料化のような発生抑制策が本筋だと思う。</p>
石井(節)委員	<p>品質向上のために分別収集方法を提案すること、汚れの付かない使い方や汚れの洗い方を商品に表示すること等により、事業者の役割を果たしていくべきではないかと考えている。</p>

君島委員	<p>事業者の具体的な責任の果たし方について、ケーススタディを出したり 場合によっては数字を含めて検討の材料を提示していただきたい。</p>
大塚委員	<p>廃棄物会計基準によるコストの透明化は非常に重要。</p> <p>事業者は本来 ドイツ型の方法で全部を負担するところを、費用がかかって大変なので一部負担にとどめた、ということに立ち戻って考えていただきたい。</p> <p>容器包装は価格転嫁し、それ以外の一般廃棄物は有料化という方向で進めていただきたい。価格転嫁は是非していただき、それがまたビジネスチャンスになるのではないかと思う</p>
堀口委員	<p>自主行動計画として、例えばモデル事業や分別収集のためのパンフレットの作成 配布といった、ある程度コストのかかるものも考えている。早くこれをまとめて、どちらが正しいかを前向きに議論したい。</p> <p>事業者は再商品化費用の負担に加え、リデュースのための研究にもお金をかけている。</p>
庄司説明員	<p>分別収集 選別保管という過重な部分を市町村が負担しているのが問題であり 費用がかかっているから費用負担を求めているのではない。そういう意味ではばらまきではない。</p> <p>リサイクルは循環であり 責任はお互いの責任に関わるものだと思う。それが正に連携であり 消費者と事業者の連携は必要なのではないか。</p> <p>事業者の一部負担については、何が拡大生産者責任として負担すべき対象なのかということをお場で一回議論しなくてはならない。</p>
有山説明員 (石川委員 代理)	<p>再商品化の情報が消費者に届いていない部分もあるので、情報提供していただいた上で、三者が協働してやっていくということが必要。</p> <p>なぜ不適物がだめなのか、きれいにしなければいけないのか、ということが分かるように容器包装に記入する等して消費者に伝えていただきたい。</p>
崎田委員	<p>各種施策を総合化して、どういうふうに全体を見直すのかという絵をちゃんと書くということが必要ではないか。</p> <p>品質向上をしながらコストを削減するという方法があるのではないか。そのために、例えば、店頭回収にも少しインセンティブを与えることも考えられるのではないか。</p>
小早川委員	<p>哲学論争をしてもきりがないので、差し当たりやってみて、そのデータに基づいて議論をしていけばよい。これが一つの重要な連携だと思うので、そういう制度、枠組みを作って見直していけばよいのではないか。</p>

11月18日（懇談会）

発言者	発言内容
長谷川委員	ごみ処理事業経費は下降局面にあるが、分別収集・選別保管費用の変化はどうなっているのか。平成16年度の速報値のようなものがあれば示してほしい。
崎田委員	リサイクルの質を上げてコストを下げていくためには、異物の混入率を設定し、その度合いによって負担金配分のインセンティブをかけることが必要ではないか。
池田説明員 (庄子委員代理)	平成15年度のごみ処理経費が容リ法施行前より先減り、最終処分量は減少、最終処分場の残余年数が上昇、1人1日当たりの排出量も減っており、容リ制度が成果を上げているのではないかと。中間取りまとめで議論してきた前提を最新データで再考すべき。
崎田委員	選別保管と再商品化の連携が図られていないケースがある。全体を考えた入札の方法はないか。
堀口委員	ごみ処理事業経費のうち建設費が平成6年度から15年度にかけておおよそ半減しているが、これはリサイクルが進んだということではないのか。
庄司説明員	建設費が下がっているのは事実だが、ごみの発生量は減っていないし、市町村による焼却処理量は平成8年から増加しており、容リ法で減ったわけではない。また、委託額が増えているのは容リ法が委託によって賄われていることの裏付けだろう。
山本(和)委員	ごみ処理費用が減ったから費用負担の構造を変えなくてよいという論理は理解できない。在るべき姿として、事業者は分別収集・選別保管費用の一部を負担すべき。

12月6日(第37回)

発言者	発言内容
崎田委員	<p>費用負担等の事業者の新しい責任の取り方を中間取りまとめに沿ってまとめてありありがたい。消費者、事業者及び行政がみんなで社会全体の費用を減らすためにそれぞれの役割を徹底するという全体像が見えてきた。</p> <p>価格転嫁は、消費者が消費した製品にリサイクルコストが入っているということを自覚するためにも重要であり併せて家庭ごみを有料化しながら責任を果たしていくべき。</p>
佐々木委員	<p>中間取りまとめを出発点とした議論をするためにも「分別収集・選別保管における事業者の具体的な責任の果たし方」について、はっきり意思表示をしてほしい。</p>
庄子委員	<p>事業者が費用を肩がわりしても発生抑制等の効果が生じるとは考えられないため、反対である、という事業者の委員の意見が反映されていないのは残念。</p> <p>社会的総コストの低減と環境負荷の低減を達成するための最も良い決着点について、もう少し検討をした結果を資料に示してほしい。</p> <p>食品の容器包装のような品質保持が必要なものについては、費用を負担させれば発生抑制が進むという単純な状況にない。</p> <p>現実問題として価格転嫁ができないと言っているにもかかわらず、それが可能であるとして議論を展開するのは実情を無視している。</p> <p>事業者が市町村の分別収集費用の一部を負担することによって、どのような理由で、どのようなプラスの効果が生じるのか、環境省としての考えを具体的に説明してほしい。</p>
石井(和)委員	<p>中間取りまとめで、事業者に一定の責任があるとされたにもかかわらず、経団連が現行の役割分担を維持すると提言されていることは重大な問題である。1年余にかけてまとめてきたという経緯を踏まえて今後の議論を進めていただきたい。</p>
岩倉委員	<p>価格転嫁について、国として広報活動をするということが本当にできるのか。</p>
山本(和)委員	<p>費用負担の問題は、審議会の中で合意を進めていけば、それを生かすような形での3Rの推進方策を考えていくことが大切ではないか。</p> <p>多くの委員が一定の費用の負担がどういふものになるか考えていくべきという意見を述べていることを踏まえて、全員一致でなくとも多数の意見を尊重して先に進めていただきたい。</p>
上山説明員	<p>市町村による収集の見合わせや容リ協会による引取拒否によって下がった分の社会的コストをどのように配分していくかについて、最終取りまとめに入れていただきたい。</p>
長谷川委員	<p>事業者が費用を一部負担したところで単純なばらまきになってしまうのであれば、効果は期待できない。自主的な取組でもお金はかかり実効性のあるお金の使い方であれば使わないと言っているわけではない。</p>
堀口委員	<p>事業者側も声を大きくして意見を述べているはずなので、議事録を良く見てまとめをきちんとやっていただきたい。</p> <p>事業者としては、事業者による自主行動計画の策定、分別収集の方法の変更及び容器包装廃棄物の有料化により一定の大きな効果を求めたいと考えている。</p>

服部委員	<p>全国ネットワークの市民 改正案では、事業者、市町村、市民、NGO等が参加した協議会において、最も効率的な分別収集をしている市町村の単価を標準単価として決め、きちんと分別基準に適合した量を掛けたものを製品の価格に内部化するとしている。これにより3,000億円がかなり低減されると考えている。</p>
有山説明員	<p>市町村や事業者の役割を促進するためにも一部負担は絶対必要。事業者の自主的な発生抑制策には限界があり、商品価格にリサイクル費用を内部化する等、消費者の価格選好を通じた発生抑制策が必要である。負担を頂いた以上は、市町村は消費者への指導等、それを有効活用するための努力は惜しまない。</p>
小畑説明員 (君島委員代理)	<p>役割分担の一定の見直しを行い、市町村と事業者が協力して、効率的にきちんと選別できる選別保管施設を作っていく方向で見直していただきたい。</p>
大塚委員	<p>拡大生産者責任については、OECDのガイダンスマニュアルだけでなく、循環型社会形成推進基本法にも書いてあるので、その旨書いておいていただきたい。</p> <p>価格転嫁ができないということは、現在、転嫁をしないでもいられる状態にあると見られなくもない。新しい費用が追加されたときは、新しい戦略を立てるとビジネスチャンスが生まれてくるという見方もできるのではないか。</p>
石井(節)委員	<p>一部負担については、単なる費用のつけ回しという考え方ではなく、有効に使うということと、プラの再商品化手法や入札方法等を含めて全体のコストをどう下げるかということセットで考えていただきたい。</p>
木野委員	<p>費用負担によりデュース・ユースが促進されることや社会全体のコストが低減することについて、明確なエビデンスがなく、効果検証が期待できないと考えられるため、時期尚早と判断する。</p>
崎田委員	<p>費用負担の一番の効果としては、本当に国民との信頼ができるということだと思ふ。事業者が一步踏み出し、市民もリサイクル費用が内部化され受益者負担していくことによりパートナーシップで動いていくことが大きい。</p>
石井(和)委員	<p>選別保管が再商品化プロセスに一番関連する部分であれば、一体的に処理することによって、社会的コストの低減等につながる部分があるのではないか。</p>

2 .「中間取りまとめ」以降に関係団体から提出された要望書等（抜粋）
（「分別収集・選別保管の在り方」関係）

(社)日本経済団体連合会「実効ある容器包装リサイクル制度の構築に向けて」
(平成17年10月12日提出、10月20日審議会配布)

2. 役割・費用分担の見直しの問題点

事業者に分別収集費用の全部あるいは一部を負担させるべきとの意見は、以下の理由から妥当性を欠き、反対である。

(1) 限界に近づく事業者の排出抑制努力

事業者は、現在の容り法の枠組みのなかで排出抑制に貢献すべく、容器包装の薄肉化や軽量化・リサイクル容易化等にたゆまぬ努力を払い、実際に大きな成果をあげている。

この結果、容器包装の薄肉化・軽量化が既に限界に達している商品も多い。加えて、食品等の容器包装では、本来の容器包装の機能である内容物の品質の保持など、「食の安全・安心」の確保が事業者の最大の責務であり、容器包装の薄肉化等よりも優先せざるをえない。

多くの事業者にとって、容器包装の削減に関し、技術的な限界に近づくと同時に、限界削減コストが高止まるなかで、事業者に追加的な費用負担を求めても、容器包装の排出抑制効果には限界がある。むしろ、経営を圧迫し、薄肉化等のための投資や研究開発の原資を奪う可能性すらある。

(2) 極めて小さい消費者の排出抑制効果

「分別収集等の費用を事業者負担させ、処理コストを価格に内部化し、商品価格に転嫁することによって、消費者に応分のコストを負担させれば、消費者の排出抑制が進む」との意見も疑問である。

そもそも、上流の素材メーカーから下流の流通業界まで、競争環境が激化しているなかで、処理コストを商品価格に転嫁することは極めて困難である。仮に価格転嫁できたとしても、一商品あたりの容器包装廃棄物の処理コストが極めて少額であり、また、処理コストの商品への表示などによる可視化が実務上困難であることから、消費者への価格効果による排出抑制は発現しない。

むしろ、消費者に排出抑制を促す施策としては、排出段階で直接負担を求める「容器包装廃棄物の有料化」が有効である。

(3) 社会的コストの増大

地方自治体が行う分別収集費用の一部を事業者が負担すれば、地方自治体が、効率的な分別収集・選別保管を行おうとするインセンティブが薄れ、非効率な制度となり、社会的コストの増大を招くおそれがある。業務を担う者と費用負担者が異なると、効率化のインセンティブが働きにくいことに留意すべきである。

消費者への教育・啓蒙などを通じ、簡易な洗浄や圧縮などによる減容化を含めた分別排出を徹底することが、地方自治体の分別収集・選別費用の削減に、直接的かつ大

きな効果をもたらす。

(4) 「拡大生産者責任」強化への疑問

事業者は、既に再商品化義務を負い、多大なコストを負担しているほか、容器包装の軽量化・薄肉化やリサイクル容易化に向けた技術開発や環境配慮設計の推進や商品への識別マークの表示など、様々なかたちで生産者としての責任を果たしている。

「拡大生産者責任を徹底すべき」との意見が多く聞かれるが、OECDのマニュアルでは、拡大生産者責任は必ずしも全面的に生産者に責任を移転させるものではなく、各国の経済・社会・文化的事情を考慮し、そのなかで最も自国にあった方式をとることを推奨している。「拡大生産者責任」という言葉のみにとらわれて、施策の効果等を十分に吟味することなく、役割分担・費用負担のあり方を議論すべきではない。

P E Tボトル再商品化事業者有志 「 P E Tボトルリサイクルは国内循環システム構築を（要望書）」（平成17年10月20日提出、同日審議会配布）

よのペットボトルリサイクル（株）（株）丸幸、西日本ペットボトルリサイクル（株）北海道ペットボトルリサイクル（株）ジャパンテック（株）東京ペットボトルリサイクル（株）日本合織（株）（株）沖縄計測、ダイワテクノ工業（株）、リサイクル東北（株）、帝人ファイバー（株）

要望（２） 分別収集にインセンティブを与えるシステムづくりを

< 状況認識 >

現行のシステムでは「分別収集量の拡大」や「分別基準適合物の品質改善」に対し、インセンティブが働かないとともに、市民・自治体の努力が報われないようになっていきます。むしろ「量が少なくて品質が悪いほうが見かけの費用は少なくて済む」ためトータルの社会的コスト（現在もさることながら、将来のコスト）の効率化が進まないという大きな欠陥が存在しています。また少しでも入金があれば指定法人ルートに乗せるよりも独自ルートの方が自治体の皆さんにとっては費用削減になります。

その結果、分別収集の徹底度が各自治体で大きく差が出ているとともに、全国収集量は伸び悩みとなっています。また、P E Tボトル原料の品質が自治体によってその良し悪しに大きな差があり、品質に問題のある自治体の原料（Dランクペールを呼んでいます。）の比率はほとんど改善されておらず、再商品化工程での大きなコストアップになっているだけでなく処置にこまる場合もでてきます。特に憂慮しているのは、容り法のスキームで分別収集したP E Tボトルが「有価」というだけで指定法人ルートから離脱する自治体が急増しているとともに、本来「一般廃棄物」である廃P E Tボトルのフォローが不十分な状態にあることです。

現在、それぞれの主体の役割分担について議論がなされていますが、容り法施行後9年目に入ったP E Tボトルリサイクルにおいて問題が残っていることは、現行システムの限界を認識して頂きたいと考えます。

< 具体的な要望 >

「収集量の拡大」と「リサイクルの質的向上」を目指すとともに市民や自治体にとって「努力が報われるシステム」とするために、分別収集にインセンティブを与える仕組みを早期に構築して頂きたい

具体的には、「分別収集の量と品質」に応じて、自治体にインセンティブを用意するシステムを構築することにより、社会的システムがより大きく前進するとともに「努力が報われるシステム」を構築することで指定法人ルートの意義が生かされてくると考えられます。

すなわち、「収集量の量が多ければ多いほど」かつ「収集品の品質がよければよいほど」インセンティブ与えられ、その結果、再商品化のコスト・環境負荷低減に繋が

るとともに、再生品の質の向上につながり、トータルとしての社会的コスト・環境負荷低減に繋がることとなります。同時に、市民の参画意識が高揚されるとともに3R意識につながり啓発効果も期待できるとともに自治体の費用削減に寄与します。これまで自治体によって濃淡があった分別収集・選別保管業務の効率化を各自治体が競争しあうことにより大きく改善できることになるとともに、自治体の「コスト」が市民や事業者へ情報開示されることで、自治体の業務効率化と財務体質改善に繋がることとなりますし、リスクのある処理ルートへのシフト回避を可能とすることが出来ます。

(社)全国都市清掃会議「審議会の今後の進め方について」
(平成17年11月4日提出、11月8日審議会配布)

容器包装リサイクル法の見直しについては、両審議会において昨年7月より様々な視点から審議され、本年6月に中間とりまとめ案が提案されました。私共といたしましては、最も重要視した分別収集・選別保管の役割分担について、特定事業者にも「一定の責任」があるとされたことを評価し、不十分ながらも中間とりまとめ案を了承することといたしました。

ところで、9月からの審議会では、この中間とりまとめを踏まえて審議されるものと考えておりましたが、10月に日本経済団体連合会から「実効ある容器包装リサイクル制度の構築に向けて」と題した意見が提出されました。

この中で、3つの見直しの視点が示され、この内、(2)排出抑制効果の大きい施策の推進及び(3)制度全体に係る社会的総コストの低減の視点については、これまでの審議の経過を踏まえた共通の視点であると認識できますが、(1)現行の役割分担の堅持と、すべての主体の取り組みの徹底・深化については、中間とりまとめによる考え方と相違するものであります。

私共としては、今後の審議会においては、中間とりまとめを前提として審議を進められるべきと考えるものであります。

全国市長会「決議・重点要望事項 容器包装リサイクル法の見直しに関する決議」
(平成17年11月10日提出、11月18日審議会配布)

これまで、同法は一定の成果を上げてきているものの、容器包装廃棄物の減量効果は必ずしも十分に現れていないなど解決すべき課題も多い。特に、リサイクル工程の中で分別収集・選別保管を市町村が担っており、その財政負担は極めて大きいなど、循環型社会づくりの枠組みの原則である拡大生産者責任の考え方が徹底されていない。

よって、国は、容器包装リサイクル法の見直しにあたり、下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

- 1．循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化を図る方向で、廃棄物の回収を事業者に義務付けるなど、市町村と事業者との費用負担及び役割分担について、見直しを行うこと。

3．役割分担について

今回の見直しにおいては拡大生産者責任(EPR)に基づくとの考え方の下に、「収集・運搬の費用においても事業者負担ありき」を大前提として議論が進行しており、これに関しては中間取りまとめまでの審議会の場でも多数の事業者側委員が異論を表明しているところである。本来EPRに関するOECDガイダンスマニュアルは、各国の事情に基づいた様々な施策を総合した結果が経済的にもメリットを生むという前提で組み立てられているものである。

中間とりまとめでは、事業者が収集・分別・保管までの費用を負担することが、新しい役割分担そのものであるかの様な報道がたびたびされてきているが、役割分担の検証についての結論が見出されていないまま、事業者が一定の役割を果たす必要があるとの論議が先行するのは適切ではない。各主体の現行役割を確実に遂行することが必要であると同時に、情報の共有化等を含めた各主体間の連携を深めることこそ必要である。

また、「市町村コストの透明化及び処理の効率化」は自治体として当然明確にすべき責を負う事項であり、その改善や解決の道筋がまずもって示されなければならない。自治体における回収の実態が明確にされることが新たな役割分担を考える上の必須の前提条件である。

4．価格転嫁について

これまでの審議の過程でたびたび「EPRの理念によれば、コストは価格に転嫁することが出来る」との意見が出されている。このようなことは理論上可能ではあるが、以下の理由等から実際上の運用は不可能である。

現在、日用雑貨品の店頭価格はメーカーから卸し業者、販売業者までの取引価格と流通間の競争原理によって決まってくる要素が大きく、メーカーは店頭価格を決定することはできない。さらに費用項目ごとに提示されていない現在の取引価格の中で、例えば約38gのプラスチック製容器を使用した製品では、コスト転嫁額は約3円になるが、消費者の購買心理を考えれば398円の店頭価格を401円に変更することは現実問題として難しく、これまでの商習慣に従えば、結果的に事業者や流通段階でコストを吸収して現状の価格に据え置かざるを得ない。従って容器廃棄物の処理コストのプラス分が消費者に可視化された形で製品の店頭価格に反映されないため、消費者に転嫁されたことにはならない。

全国清掃事業連合会「容器包装リサイクル制度の深化を目指して」
(平成17年11月14日提出、11月18日審議会配布)

・市町村分別収集・選別保管の現場から訴える

市町村は、循環基本法でEPRの考え方が基本理念として捉えられたから、分別回収・選別保管を含めて物理的負担と財政的負担は特定事業者にあるとしているが、我々全清連は、机上の責任論争の以前に直視すべきことがあるのではないかと訴えたい。

すなわち、家電リサイクルや自動車リサイクルとは、全く違うゴミ性状で排出され、市民の環境意識・排出抑制意識の向上抜きに、リサイクルに適した形に分別されていない「その他プラ」を、EPRだから特定事業者が責任をもつべきと論じることは、一般廃棄物の適正処理に責任をもつという市町村の原則的立場を逸脱することではないでしょうか。

もちろん、市町村が指摘する、特定事業者側の排出抑制の努力不足は存在しますが、定義の不確かなEPR論で押し切るよりも、廃棄物処理事業とりわけ直営事業の透明化・情報開示を徹底して、財政再建への理解を求め、費用の負担協力を得る努力が必要ではないでしょうか。

我々は、現場で働く者として市町村がその責任において、一般廃棄物としての汚れ付着プラ、異物混入プラを、市民の協力を得て、分別基準適合物化することが、最も大切であると判断します。

なぜなら、容り法制定の際には、排出抑制を実現するためには、市民の環境意識を高める以外になく、環境意識を高めるためのインセンティブとして、分別に関わり、分別の大変さを学び、廃棄物となるものは購入しない行動、廃棄物として捨てない行動へと継なげていくということが、関係者の共通認識とされたのであります。

今、もし、処理責任が特定事業者に移されたならば、現場はどうなるのか。経済性優先の従来の考え方では、次世代に良好な環境と持続するに足る資源循環システムを引き継ぐことはできない。まさに、経済性優先の考え方が、大量生産・大量消費、大量廃棄の社会を創り出したのではなかったでしょうか。外部経済に関することは、国や地方自治体といった公権力によって、コントロールしない限り、対処できないことは、歴史が証明しています。

今、容り法見直しに関係する各主体において欠けているものは、ほんとうに未来の世代に良好な環境と持続するに足る資源を引き継いで行くためには、どうしたらよいかという観点ではないでしょうか。環境保全と廃棄物の適正なりサイクル処理は、今を生きている人間にある程度の不自由さと、不便さを強いる。企業にとっては、コストアップが強られる。このことを覚悟することが、循環型社会づくりの出発点ではないでしょうか。

全国清掃事業連合会は、環境保全を優先した循環型社会形成こそが、真の社会構造改革と認識し、現場で奮闘している会員に対しても、その自覚を強く要請しています。循環型社会形成において求められるライフスタイルの転換、企業行動の変革は、まさしく、構造改革そのものであります。

かかる意味において、全国清掃事業連合会は、現行の容り法の役割分担は、そのまま活かす形で、各主体が役割・責任をさらに深化する方向で、果たすべきと考えるものであります。

・再商品化事業の現場から訴える

2. 提案事項

(3) 発生抑制の観点から、当面对応可能な特定事業者の役割に関して

新たな特定事業者の役割

今回の見直しにおいて特定事業者の役割は極めて責任が重たいものとする。即ち、当然のことながら発生源は生産者側にあり、一般市民は与えられたものを消費し廃棄しているに過ぎず、市民および市町村は使用の抑止もしくは有効利用はできても発生そのものについての直接的抑制はできない。従って、今後発表される自主行動計画においては、特定事業者でなければ果し得ない役割を明確にし取り組む内容でなければ意味のないものとする。審議会の席上、サーマルリカバリーの導入についてコスト低減が目的でないとか、収集運搬・選別保管費用の一部負担への異議とかを再々に亘り強行に発言されているが、

今回の容り法の見直しは、従来の利便性の追求などの消費者の価値観そのものを変革し循環型社会システムへ移行可能な社会へ誘導する手段が求められているはずである。特定事業者は、消費者の現在の価値観形成に一定の責任を負うのが当然ではないか。従って、リサイクルに係る費用の製品価格への転嫁についても、可能とするための手段・計画を盛り込んだ内容とされることを要望する。

容器包装リサイクル関係 8 団体 「容器包装リサイクル法の目的達成への提言」
(平成17年12月6日提出、同日審議会配布)

ガラスびんリサイクル促進協議会、PETボトルリサイクル推進協議会、紙製容器包装リサイクル推進協議会、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会、スチール缶リサイクル協会、アルミ缶リサイクル協会、飲料用紙製容器リサイクル協議会、段ボールリサイクル協議会

2. 効果のない費用負担の見直しには反対

容器包装リサイクル制度は、現行の役割分担の下で着実な成果を上げてきている。各主体がその役割をより徹底・深化することが、環境負荷・社会的コストを低減するための最善の方法である。

これに対し、市町村費用の一部を事業者が負担すれば、3Rの推進や、環境負荷・社会的コストの低減が図られるとの意見があるが、実効性がないため断固反対する。

容器包装の3R、なかでも排出抑制を一層進めるためには、消費者の意識改革と行動変革が不可欠である。市町村の費用を単に消費者や事業者に移し替えるだけでは、消費者の意識・行動を変えることができず、3R推進の効果が得られない。

容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク「改正容器包装リサイクル法（条文・市民案）」（平成17年11月21日提出、12月6日審議会配布）

項目	改正容器包装リサイクル法のポイント	対応条文
拡大生産者責任の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集は自治体が行いますが、その費用は、事業者が指定法人を通じて負担します。 ・事業者が負担する額については、容器包装ごとに効率的な収集を行った場合の単価を「標準単価」として定め、選別後の残渣を除いた量を乗じて計算します。これにより、自治体収集の効率化と品質向上を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第十条の二 ・第二十四条の三

旧	新	解説
	<p>（容器包装廃棄物の分別収集にかかる費用負担義務）</p> <p>第十条の二 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者（以下第三十九条を除き、「特定事業者」という。）は、主務省令で定めるところにより、その事業において用いる特定容器（第十八条第一項の認定に係る特定容器及び本邦から輸出される商品に係る特定容器を除く。）が属する容器包装区分に係る容器包装を市町村が分別収集するための費用として、第一号に掲げる量に第二号に掲げる標準単価を乗じて得た額を、毎事業年度、第二十一条第一項に規定する指定法人に支払わなければならない。</p> <p>一 当該年度における特定分別基準適合物の第九条第六項に規定する総量に、当該年度における特定譲渡可能物の第九条第七項に規定する総量を加えた量を基礎として主務大臣が定める量</p> <p>二 市町村が容器包装を分別収集するために要する標準的な費用として容器包装の区分ごとに政令で定める標準単価</p> <p>2 前項第二号に規定する政令で定める額は、市町村における分別収集に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。</p> <p>3 第一項の場合において、特定事業者の間の負担割合は、別途、政令において定める。</p> <p>（分別収集費用配分業務規程）</p> <p>第二十四条の三 指定法人は、第二十二条第四号に掲げる業務（以下「分別収集費用配分業務」という。）を行うときは、その開始前に分別収集費用配分業務の実施方法、市町村ごとの配分額の算出方法その他主務省令で定める事項について分別収集費用配分業務規程を定め、主務大臣の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。</p> <p>一 分別収集費用配分業務の実施方法、配分対象とする市町村の範囲及び市町村ごとの配分額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。</p> <p>二 指定法人及び指定法人に分別収集費用を支払う者の責任並びに分別収集費用の収受に関する事項が適正かつ明確に定められていること。</p> <p>三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>四 関連事業者及び一般消費者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。</p> <p>3 指定法人は、前項第二号に規定する市町村ごとの配分額の算出方法を定める場合にあつては、次の各号に掲げる事項を満たすように定めなければならない。</p> <p>一 各市町村の分別収集によって得られた分別基準適合物の量に応じて配分するものであること。</p> <p>二 各市町村の分別収集によって得られた分別基準適合物が、再使用可能な容器である場合には、追加的な配分を行うものであること。</p> <p>4 主務大臣は、第一項の認可をした分別収集費用配分業務規程が分別収集費用配分業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その分別収集費用配分業務規程を変更すべきことを命ずることができる。</p>	<p>・事業者が分別収集費用を負担することを定めました。</p> <p>・負担の仕方は、事業者が指定法人を通じて負担しますが、負担する額は容器包装ごとに効率的な収集を行った場合の単価を政令で定め、残渣を除く選別後の量（分別基準適合物の量）で計算します。</p> <p>・分別収集費用の負担は、缶、段ボール、紙パックも対象となります。</p> <p>・指定法人の業務に追加した、分別収集費用の市町村への配分業務の詳細を定めました。</p> <p>・市町村の回収したものがリターナブル容器の場合には、追加的な配分をして、その回収を促進します。</p>